

## 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業の担い手が年々減少傾向にあるため、新たに農業経営を志す新規就農者の認定基準を定め、農業の担い手の育成及び確保を図り、もって農地の保全と有効活用を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において「新規就農者」とは、農業経営に対する意欲及び技術等を備えた者で、次条に規定する農業委員会の認定を受けた者をいう。

### (認定基準)

第3条 農業委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、新規就農者として認定するものとする。

- (1) 新たに就農しようとする15歳以上の者で将来の農業経営者として発展の可能性のある者であること。ただし、50歳以上の者については、近代的な農業経営に活用できる知識及び技能を有する者であること。
- (2) 農業研修等を受けた者は、その事実を修了証書等で証明できること。ただし、農業委員等が面談等を行い、営農意欲があり、十分な農業技術を習得していると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有していること又は貸借等により用意することが可能と認められること。

### (営農計画書等の提出)

第4条 新規就農者として認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 「取得農地の利用計画書（営農計画書）」（別紙1）
- (2) 「自作に関する確約書」（別紙2）
- (3) 農業研修等を受けた者にあつては、その終了を証する書面
- (4) その他農業委員会が必要と認めたもの。

### (審査手順)

第5条 農業委員会会長は、前条の新規就農者認定申請書を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、認定の可否について定例総会に諮るものとする。

2 前項の審査をする場合、農業委員会会長は、申請者を属地の農事相談地区に出席させ、営農意欲等を確認することができる。

(新規就農認定)

第6条 農業委員会会長は、前条の定例総会において新規就農者と認定した者に「新規就農者認定書」(別紙3)を交付する。

(耕作の権原)

第7条 新規就農者が、農地を耕作する権原を取得する場合は、農地法第3条第1項に規定する許可を得るものとする。なお、権利の内容は賃借権の設定とし、設定期間は3年以上とする。

(農業委員会の責務)

第8条 農業委員会は、新規就農者に対し、農地のあっせん、助言、指導等を行い、新規就農者の営農に資するよう努めなければならない。

(営農状況の確認)

第9条 新規就農者は、新規就農後3年間を経過するまでの間は、「耕作状況報告書(別紙4)」を1年毎に耕作状況について報告するものとする。

(営農状況の助言・指導)

第10条 地区担当農業委員等は、新規就農者が農地法第3条の許可を受けた農地について定期的に巡回し、農地の効率的な利用がなされていないと認められる場合は、新規就農者に対し適切な助言及び指導を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の助言及び指導を行った後も農地の効率的な利用がなされていないと認められる場合は、当該就農者が、同農地における権利を継続して取得することができない。

(農地の所有権の取得)

第11条 農地の所有権の取得については、新規就農後30アール以上の農地を3年以上耕作した者について認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に農業委員会が認めたときは、前項に規定する期間を3年未満に短縮することができる。

(新規就農認定の取消し)

第12条 新規就農の認定後に、申請内容に虚偽その他不正な手段が発覚したときは、新規就農の認定を取り消すものとする。

(その他)

第13条 新規就農者の事務の取扱いについて本基準に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会で別に定める。

附 則

この基準は、平成25年10月10日から施行する。

平成27年11月10日 一部改正

平成30年 4月26日 一部改正

平成30年10月15日 一部改正

令和 4年 4月13日 一部改正